

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三原村長 田野 正利

市町村名 (市町村コード)	三原村 (394271)
地域名 (地域内農業集落名)	三原地区 (下切・亀ノ川・広野・柚ノ木・宮ノ川・来栖野・皆尾・芳井・下長谷・上下長谷・上長谷・狼内・成山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月15日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>当地区は、農業者の高齢化による担い手不足が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されている。持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成や、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。</p> <p>また、水路等の老朽化や獣害による作物被害等により営農継続意欲の減退が懸念される。</p> <p>【地域の基礎的データ】（R2農林業センサス）                  農業者：108人（うち65歳代以下11人）、団体経営体（法人・集落営農組織等）8経営体                  主な作物：水稻、ユズ</p>
---

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の主要品目である水稻について、担い手への農地の集積・集約化を進める。さらに、農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。</li> <li>・地域の主要品目であるユズについて、生産の維持・拡大を図るため、担い手への農地の集積・集約化を進める。さらに、スマート農業の導入による農作業の効率化を図る。</li> <li>・地域で取り組める新たな作物について検討を行い、農業所得の向上を図る。</li> <li>・地域コミュニティ活性化のため、新規就農者の確保や集落営農組織の設立・法人化を進め、地域内外から農地を利用する者を確保する。担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう、必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。</li> </ul>
---

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	404 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	399 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

<p>農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。</p>
---

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各集落の担い手や集落営農組織等を中心に集積・集約を図っていく。</li> <li>・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。</li> </ul>
(2) 農地中間管理機構の活用方針
現状、活用はあまりないが、農地の集積・集約化を図っていく際や事業を活用する際に活用を検討していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水路等の老朽化が進んでいるため、事業を活用し改修を行っていく。</li> <li>・担い手のニーズと地域の農業者の意向を踏まえ、事業を活用し農地の大区画化等の基盤整備を検討する。</li> </ul>
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
<p>関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体を募集する事で、担い手の確保・育成を図り、就農相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。</p> <p><b>【新規就農者等の確保・育成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の主要品目であるユズ・水稲について、生産の維持等を図るため、新規就農者の確保に取り組む。</li> </ul> <p><b>【認定農業者の育成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での担い手を育成するため、認定新規就農者や基本構想水準到達者の経営改善を支援し、認定農業者への育成を図る。</li> </ul> <p><b>【集落営農等の組織化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落営農組織等の無い集落において集落の意向を踏まえ、組織化を検討していく。</li> <li>・（農）上長谷営農組合・フォレストファーマーズ下切・HK集落営農・アグリサンシャインみはらを、地域内の引き受け手のいない農地を集積する組織として育成する。</li> <li>・（農）やまびこを地域の雇用創出、女性活躍の場として支援する。</li> <li>・南部地区防除組合・MMPCを地域の防除作業を受託する組織として支援する。</li> <li>・（公財）三原村農業公社を三原村のユズ生産振興の核組織として支援する。</li> </ul>
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手の労力軽減を図るために、（農）上長谷営農組合・フォレストファーマーズ下切・HK集落営農・南部地区防除組合・MMPC・（公財）三原村農業公社等への作業委託を促進し、遊休農地の発生防止を図る。</li> </ul>

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他
<p><b>【選択した上記の取組方針】</b></p> <p>①イノシシやシカの被害が拡大しないよう侵入防止柵を設置するとともに、地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。</p> <p>②減農薬等による作物の生産を行うエリアや取組推進の検討を行う。</p> <p>③省力化を進めるため、ドローン防除や自動草刈り機等の導入を進め、共同利用ができる体制を整える。</p> <p>⑤地域の気候特性等に合った高収益作物の導入を検討し、収入安定化を図る。</p> <p>⑦中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を活用し、適切な維持管理を実施する。</p> <p>⑦保全管理等を進める農地については、粗放的利用による農用地の保全なども検討していく。</p> <p>⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調整施設を整備し、農業用施設の整備を検討する。</p> <p>⑨飼料用米やWCS、飼料用作物の生産を行っており、畜産農家へ供給している。</p> <p>⑩農家・非農家が参加する農地へ景観作物の植付を行う事業等を実施し、地域コミュニティの強化を図る。</p>									